

案件1 いこま協創アンバサダーの設置について（経営企画部）

<概要>

設置について

- ・いこま協創アンバサダーを地域の魅力を自らのSNSのアカウントを活用して外部に発信することに加え、地域の新しい価値の創造、そのプロセスや成果を自らの言葉で社会へ広げる存在として定義し、新たに設置したい。情報発信に加えて、市内イベントへの参加やまちづくりへ提言いただくことも予定している。
- ・アンバサダーの活動は得意分野によって異なるが、具体的には以下の4点となる。
 - 1 情報発信…SNSアカウントでイベントや取組の情報を発信
 - 2 イベント等への参加
 - 3 提言・協力…イベントや取組への提言、様々な協力
 - 4 協創…イベントや取組を協創
- ・いこまふるさと広報大使との違いは、アンバサダーの活動内容の一つである情報発信の方法として、SNS等のインターネットを利用することを定めている点である。広報広聴課では複数のメディアを使って情報発信をしているが、市外へ情報発信をするためのSNSを活用した取組が弱く、強化する目的がある。
- ・アンバサダーの委嘱は担当課から推薦いただき、行政経営会議で選考をいただく流れを予定している。推薦は芸能人に限らず、担当課がご存知の特定分野において高い実績を有する方を推薦いただきたい。アンバサダーの任期は3年を予定している。
- ・アンバサダーに関する所管課は広報広聴課となるが、アンバサダーの活動に要する費用が生じた場合は担当課で予算計上をお願いする。

選考について

- ・スポーツ振興課から土井 成樹氏の推薦があった。土井氏は DRAGONGATE JAPAN PRO WRESTLING に所属、現在はフリーランスのレスラーとして高い戦績を重ねる。奈良県内で凱旋試合を行い、市内児童養護施設の児童や生徒を招待するなど地域貢献にも積極的な方である。
- ・土井氏が持つSNSアカウントの情報発信力としてはXのフォロワー数が2.1万人、インスタグラムのフォロワー数が1.3万人である。

<会議での結論>

アンバサダーの設置及び推薦内容に基づきアンバサダーを決定

【主な意見】

設置について

- ・任期の延長は想定しているか。また、想定される場合、延長の条件は定めているか。
→再委嘱は妨げない。また、条件は定めていないため、推薦書を更新し、再度、行政経営会議に諮る予定だが、細部については検討していきたい。
- ・資料によると大使の目的や活動に「発信」「宣伝」という記述があるため、大使は象徴的存在としてシティプロモーションに注力すると理解している。アンバサダーの目的や活動にも「発信」という記述があるが、加えて「提言」「協力」という記述があるところが大使との

違い、特徴であると理解している。この時、アンバサダーの活動は発信・協働のいずれが主となるのか、バランスを教えてほしい。

→大使の活動内容は市の魅力を積極的に宣伝することとされているが、宣伝の具体的な手段は定められていない。一方、アンバサダーには必ずインターネットを使った情報発信をしていただきたい。そのため、SNSアカウントとフォロワー数を推薦書に記載することを担当課に求める。情報発信をしていただきながら、市と協創したい思いがアンバサダーの中で醸成できれば理想的だと考えている。

- ・大使とアンバサダーの活動内容は情報発信という観点では同じだが、アンバサダーの発信に関する活動はSNSが必須であり、アンバサダー自身のオウンドメディアで発信することが必須である点で異なると理解した。また、アンバサダーは将来的に市と協創を進めていくことが期待されると受け取った。担当課が大使への推薦とアンバサダーへの推薦を迷ったときは、このことを念頭に置いて判断すればよい。

→単にSNSアカウントのフォロワー数の多い人がアンバサダーになれるわけではない。協創できることを見越して、特定分野での高い実績を求めたい。

- ・アンバサダーと一足飛びに協創することはハードルが高いが、担当課が協創する内容を想像できる必要がある。既に市と協創している人の中で、SNSの発信力がある人を推薦することも考えられる。

選考について

- ・特に意見なし

案件2 オフィス改革の進捗状況及び今後の予定について（総務部 経営企画部）

<概要>

- ・オフィス改革に伴う庁舎1階フロアの具体的な移転・工事等の時期が近付いているため、スケジュールやレイアウト等について現状を共有する。
- ・現時点で電話、電気工事、物品調達等の契約をほぼ終えており、移転準備が整っている。
- ・移転後のレイアウトの特徴はローカウンター中心、3線式レイアウト（受付・入力・審査）、転用可能な什器の導入である。また、オフィス改革の検討ワーキンググループによる「備品が最適化されていない」及び「執務スペースの使い方が効率的でない」との指摘を受け、ユニバーサルレイアウトやフェーズフリー（転用可能な備品）を採用する予定である。
- ・執務室は課ごとの境界に什器を置かず、境界レスとする予定である。
- ・1階の正職員及び全ての部次長に1人1台携帯端末を配布することで、電話機による座席の固定化を防ぎ自由度を高める。テレワークや外出用にも携帯端末を貸し出す予定である。
- ・1階のレイアウトで大きく変更となるのは、東玄関から市民が来庁された際に、市民ホールへ円滑に誘導できるよう導線を工夫する点である。
- ・婚姻届の記念撮影ブース横に個別相談ブースを設置する予定であり、茶釜等の展示ケースは撤去するが、可動式サイネージを置くことで広報や観光に関する、お知らせ等を継続できるようにする。
- ・移転作業は平日の実施が難しく、金～日曜日の週末ごとに行う予定である。

- ・令和8年度の年末年始における閉庁日が短いため、12月25日（金）の夜から継続して移転作業を行うために、12月28日（月）は市民課と国保医療課の窓口を休止したい。なお、休止については広報紙等で市民に周知する。
- ・移転作業を行う区画単位で作業内容の説明会を予定している。
- ・本格的に1階のオフィス改革に伴う作業が始まることもあり、10月1日に組織改編を予定している。窓口DX推進室を市民課内にスマート窓口室として移管する。なお、9月の市議会で報告する予定である。

<会議での結論> 了承

【主な意見】

- ・消防長も携帯電話配布の対象となるのか。
→庁舎内の部次長が対象となる。
- ・1階の移転作業に関係する各課にはアンケートやヒアリングに協力いただいたことにお礼を申し上げる。移転作業は休日に対応いただく必要があるため、関係課においては引き続き協力をお願いしたい。施工期間の来庁者への適切な案内にも協力いただきたい。

案件3 第6次生駒市総合計画基本構想の評価及び第3期基本計画の策定について
（経営企画部）

<概要>

- ・第6次生駒市総合計画は令和元年度から取組を進めてきたが、令和9年度末で第2期基本計画が満了を迎えるため、新たに令和10年度から令和13年度を計画期間とする第3期基本計画を策定する。合わせて、基本構想の計画期間の中間時点にあたることから、本構想の評価を実施する。
- ・計画の策定スケジュールは、9月下旬に総合計画審議会に対して諮問を行い、令和8年度は基本構想の評価を中心に実施し、令和9年度から第3期基本計画の策定作業に入る予定である。
- ・各部におかれては、企画政策課から策定に係るヒアリングや各論の策定などの作業をお願いするので、ご協力いただきたい。なお、本日の行政経営会議の了承を踏まえて、市議会9月定例会において、計画策定の着手報告を行う予定である。

<会議での結論> 了承

【主な意見】

- ・スケジュールにある職員意見聴取のプロセス理解研修や課題整理のイメージは。
→施策体系が基本的、経営的、戦略的施策に分かれているが、各施策についてバックキャストの手法を使って策定したいと考えており、その手法について理解いただく研修をさせていただきたい。特に戦略的施策はロジックモデルを用いて論理的に作成したい。なお、策定ワーキングは施策ごとに行う予定である。
- ・第2期基本計画の施策における「現状と課題」を見ると、地域課題ではなく、行政組織の課題が書かれている。計画策定のプロセスで、課をまたいでワークショップを行って、地域課題を共有しディスカッションする必要がある。アクションプランヒアリングでも組織単位でなく施策単位で行っている理由は、施策に関係する課が地域課題を共有し、課題解決に向け

た気づきが事業立案等につながることを期待しているためだと思う。施策を掲げる基本計画では、「行政が何をするか」ではなく、「地域として何を解決しなければならないのか」を明記すべき。基本計画に掲げる課題の主語は、「行政」ではなく「市民」「地域」になるべき。

→ご指摘のとおり、現状の課題は行政目線の課題や事業単位での課題が多い。管理職へのヒアリングも予定しており、第2期基本計画策定時の反省も踏まえて、第3期基本計画策定に取り組みたい。

- ・計画段階では地域課題を明確にした上で、より高い目標を持って取り組む必要がある。
- ・令和元年度に基本構想を策定している。20年間の長期に渡る構想なので、軽々に変えるものではない。ただ、策定から8年経って、社会が変わっている。次の計画策定にあたっては、社会の変化に合わせて、達成できるか分からないチャレンジングな目標を設定すべき。市民目線で課題設定をした際に、達成は厳しいが目指す必要がある目標の設定を検討されたい。

案件4 その他

<概要>（経営企画部）	
○6月26日豪雨に係る災害活動従事者の表彰について（危機管理課）	
・8月18日、グループウェアにて標記の確認依頼を行った。先日の豪雨では多くの団体や事業者からご支援をいただいたため、支援いただいた団体等を表彰することを検討。各所属におかれては災害活動従事者表彰規定や現時点での表彰候補者一覧を確認し、記載漏れ等がないか、危機管理課まで連絡いただきたい。	
○旧生駒警察署用地の県からの活用意向調査に係る市の回答について（企画政策課）	
・生駒警察署跡地について、令和8年4月8日付で奈良県から市に対して活用意向調査があり、5月13日の行政経営会議において、各部に対して活用意向の照会をした結果、活用の意向がなかった。	
・市としての対応を理事者と協議させていただき、県に対して本跡地の処分等を行う場合には市や地域に説明する機会を設定いただきたい旨の要望を添えて、市としては活用意向が無いことを県に回答した。	
<会議での結論>	了承

【主な意見】

- ・複数の事業者の取組により、被害の早期復旧につながった。ただ、市との委託契約に基づく業務を行った事業者も対象となっているが、ボランティアによる支援と同じ表彰対象として構わないのか。
- 契約に基づく取組であったとしても、非常に迅速に対応いただいた。ボランティア団体等と表彰の方法を分ける案もある。
- ・業務契約の範囲内で取組を行っていただいた団体・事業者に対する表彰の考え方は改めて検討したい。